

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）」に対する県
民意見募集（パブリックコメント）について

令和３年７月に発生した静岡県熱海市における土石流災害等を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止を目的として、宅地、農地、森林等の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和５年５月２６日に施行されました。

県では、盛土規制法に基づく規制区域の指定に向けた準備を進めており、このたび、規制区域（案）を作成しました。ついては、下記のとおり規制区域（案）に対する県民の皆様のご意見を募集します。

1 意見の募集対象

盛土規制法に基づく規制区域（案）

2 意見の募集期間

令和６年７月１６日（火）～８月１４日（水）

※電子メール、FAXの場合は８月１４日必着、郵送の場合は８月１４日消印有効

3 規制区域（案）の閲覧方法

（１）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県庁ホームページ ＞ 県政情報 ＞ 広報・広聴 ＞ 県政へのご意見・ご提案 ＞ 県民意見募集
（パブリック・コメント）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/367414.html>

（２）印刷物（閲覧時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝日除く））

- ・ 県庁（１階情報公開・行政相談窓口前のパンフレット棚）
- ・ 各総合庁舎（県事務所 振興防災課）

【県事務所一覧】

西濃総合庁舎	西濃県事務所
揖斐総合庁舎	揖斐県事務所
中濃総合庁舎	中濃県事務所
郡上総合庁舎	中濃県事務所 郡上市駐在
可茂総合庁舎	可茂県事務所
東濃西部総合庁舎	東濃県事務所
恵那総合庁舎	恵那県事務所
飛騨総合庁舎	飛騨県事務所
下呂総合庁舎	飛騨県事務所 下呂市駐在

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係 行

- ・電子メール：c11655@pref.gifu.lg.jp
- ・郵送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・FAX：058-278-2782

【留意事項】

- ・件名を『盛土規制法に基づく規制区域（案）に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、又は閲覧場所において入手できます。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係

電子メール：c11655@pref.gifu.lg.jp

電話番号：058-272-8631（直通）

FAX：058-278-2782

※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（案）

1 要旨・目的

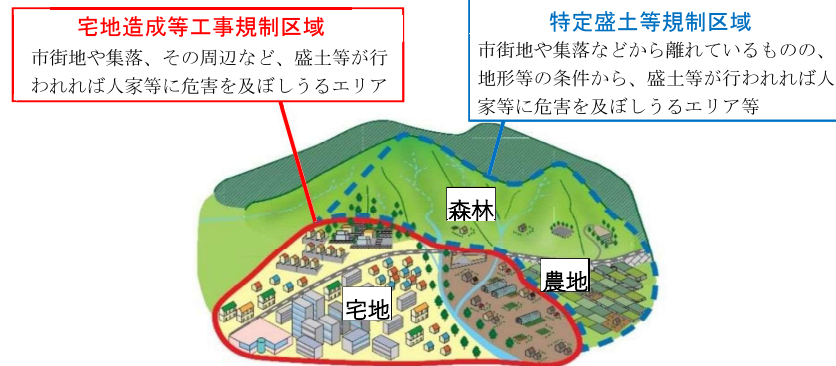
令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害等を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止を目的として、宅地、農地、森林等の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行されました。

岐阜県では、盛土規制法に基づく規制区域の指定に向けた準備を進めており、このたび、規制区域（案）を作成しました。（中核市（岐阜市）の規制区域の指定は岐阜市が行います。）

つきましては、この規制区域（案）に対する県民の皆様のご意見を募集します。

2 規制区域の概要

盛土規制法に基づく規制区域は、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」があります。



図の出典：国土交通省・農林水産省・林野庁、「盛土規制法パンフレット（事業者用）」を一部加工

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

3 規制区域（案）

国の実施要領に基づき、地域の地形等に関する基礎調査を実施したうえで、宅地造成等工事規制区域は、都市計画区域及び準都市計画区域、一定規模の集落等から選定しています。

また、特定盛土等規制区域は、市街地や集落などから離れているものの人家等に危害を及ぼしうるエリア等から選定するとともに、本県ではスキマのない規制を目指していることから、県内全域を規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）の対象といたします。

4 規制対象範囲

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内では、次の行為を行う場合、許可が必要となります。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

図の出典：国土交通省・農林水産省・林野庁、「盛土規制法パンフレット（事業者用）」

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

5 運用開始時期

令和7年4月（予定）

問い合わせ先

担 当：岐阜県 都市建築部 建築指導課

住 所：〒500-8570 岐阜市蕨田南2丁目1番1号（本庁舎11階）

連絡先：058-272-8631（電話）

058-278-2782（FAX）

c11655@pref.gifu.lg.jp（メールアドレス）

規制区域案 岐阜県全域

